

政策的随意契約による物品の調達(役務の提供)について (契約前公表)

物品調達について、次のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、石川県財務規則第130条の2第2号の規定により公表する。

平成26年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 随意契約する内容

(1) 調達物品(役務)名  
施設巡回業務委託

(2) 調達物品(役務)の規格・数量等  
石川県立志賀高等学校校舎内の巡回業務  
平日：17時30分から19時30分  
休日・祝日：17時から18時  
長期休業(春季・夏季・冬季)中：17時30分から19時  
8月13日から15日及び12月31日から1月2日：休

(3) 納入期限(履行期間)  
平成26年4月1日(火)から平成27年3月31日(火)まで

(4) 発注所属及び納入場所  
住 所： 石川県羽咋郡志賀町高浜町ノ170番地  
所 属： 石川県立志賀高等学校  
連絡先：TEL (0767) 32-1166 FAX (0767) 32-9077

2 契約相手方の選定基準

石川県内に所在すること。

障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所に限る。)を行う施設に指定されている施設であること。

高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであること。

3 契約相手方の決定方法

- (1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。
- (2) 見積書の提出が1施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認のうえ契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限  
平成26年3月28日(金) 11時

(2) 提出先  
住 所： 石川県羽咋郡志賀町高浜町ノ170番地  
所 属： 石川県立志賀高等学校  
連絡先：TEL (0767)32-1166 FAX (0767)32-9077